

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 都市計画事業の認可（二件）……………
  - ……（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）…一
  - 市街地再開発事業の規約及び事業計画の変更認可……………
  - ……（都市整備局市街地整備部再開発課）…一
  - 建築基準法による一団地の区域の認定取消し……………
  - ……（都市整備局市街地建築部建築指導課）…二
  - 建築基準法による一定の一団の土地の区域……………
  - ……（同）…二
  - 森林法第百八十九条の揭示……………
  - ……（産業労働局農林水産部森林課）…二
  - 都道（首都高速道路）の区域変更（二件）……………
  - ……（建設局道路管理部路政課）…三
- 公 告**
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………
  - ……（生活文化局都民生活部地域活動推進課）…六
  - 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………
  - ……（同）…八
  - 開発行為に関する工事完了……………
  - ……（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…〇
  - 東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催……………
  - ……（環境局総務部環境政策課）…二

## 告示

### ●東京都告示第二百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき日野都市計画緑地事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年二月十八日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 施行者の名称 日野市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 日野都市計画緑地事業第二号日野緑地
- 三 事業施行期間 平成二十八年二月十八日から平成二十九年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分  
日野市大字日野地内  
使用の部分  
なし

### ●東京都告示第二百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき府中市都市計画緑地事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年二月十八日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 施行者の名称 府中市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 府中市都市計画緑地事業第五号西府緑地
- 三 事業施行期間 平成二十八年二月十八日から平成三十二年三月三十一日まで

### 四 事業地

収用の部分  
府中市四谷五丁目地内  
使用の部分  
なし

### ●東京都告示第二百五十五号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第七条の十六第一項の規定に基づき調布駅北第1B地区第一種市街地再開発事業の規約及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第七条の十五第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年二月十八日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 施行者の氏名又は名称 株式会社パルコ及び馬部三郎
- 二 事業施行期間 平成二十五年三月二十八日から平成二十八年三月三十一日まで
- 三 施行地区 調布市小島町一丁目地内
- 四 第一種市街地再開発事業の名称 調布駅北第1B地区第一種市街地再開発事業
- 五 事務所の所在地 渋谷区神泉町八番十六号
- 六 施行認可の年月日 平成二十五年三月二十八日
- 七 規約及び事業計画の変更の認可の年月日 平成二十八年二月十八日

●東京都告示第二百六号

平成二十四年東京都告示第千五百三十号により告示した一団地等の区域について、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条の五第二項の規定による認定の取消しをしたので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十八年二月十八日

東京都知事 外 添 要 一

認定を取り消した一団地等の区域の地名地番及び取消年月日

認定を取り消した区域の地名地番 取消年月日  
文京区湯島一丁目二百一番一の一部及 平成二十八年一月八日  
び同番二十七

●東京都告示第二百七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一定の一団の土地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十八年二月十八日

東京都知事 外 添 要 一

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

文京区湯島一丁目二百一番一の一部 平成二十八年一月八日  
及び同番二十七

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎三階中央）

●東京都告示第二百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施設要件を変更する予定である旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不明なため、同法第八十九条の規定により、当該通知の内容を揭示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十八年二月十八日

東京都知事 外 添 要 一

一 保安林の所在場所等

指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所	所在が不明な通知の相手方	揭示場所
あきる野市高尾字天王 沢三八二番一	坂本隆	あきる野市役所
青梅市柚木町二丁目九六六番	佐藤富代	青梅市役所
青梅市柚木町二丁目九六七番二	有限会社サンユールホーム	
八王子市上恩方町三三〇三番	杉本徳雄 榎本久義 尾寄欣一 小島義晴 澤崎春義	八王子市役所
八王子市上川町四一九三番	小峯貴 石橋恵子 小峯春義	
西多摩郡檜原村字藤原九一九八番	小泉太郎兵衛 小泉茂吉 小泉九之助 小泉兼吉	檜原村役場

二 通知の要旨

(一) 一の保安林について、指定施設要件を変更する予定

小泉熊次郎	小泉栄藏	小泉巳之助	小泉初五郎	小泉米吉	小泉喜八	小泉新平	小泉長吉	小林次郎左衛門	小林次右衛門	田倉三郎右衛門	田之倉伊勢松	田之倉熊次郎	田倉眞右衛門	田ノ倉亀吉	田之倉佐吉	田倉安五郎	土屋竹太郎	吉川常五郎	吉川才兵衛	杉田徳次郎	山本善右衛門	小林弥左衛門	小泉庄兵衛	田倉才次郎	田倉才市	田倉惣七	振屋勘左衛門	振屋市右衛門	振屋五兵衛	振屋政之照	小井川春吉	田倉久兵衛	田倉清兵衛	大久保廣吉	大久保鶴吉	平野米吉
-------	------	-------	-------	------	------	------	------	---------	--------	---------	--------	--------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	--------	-------	-------	------	------	--------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------

である旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定に基づき通知する。  
(二) 変更後の指定施業要件については、平成二十七年東京都告示第千六百五十九号のとおり。

●東京都告示第二百九号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第八条第一項第九号の規定に基づき、平成二十八年一月十二日、都道（首都高速道路）の区域を次のように変更した。

ついで、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月十八日から起算して二週間東京都建設局道路管理部及び首都高速道路株式会社東京東局において一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月十八日

東京都知事 舛 要 一

一 路線名 高速湾岸

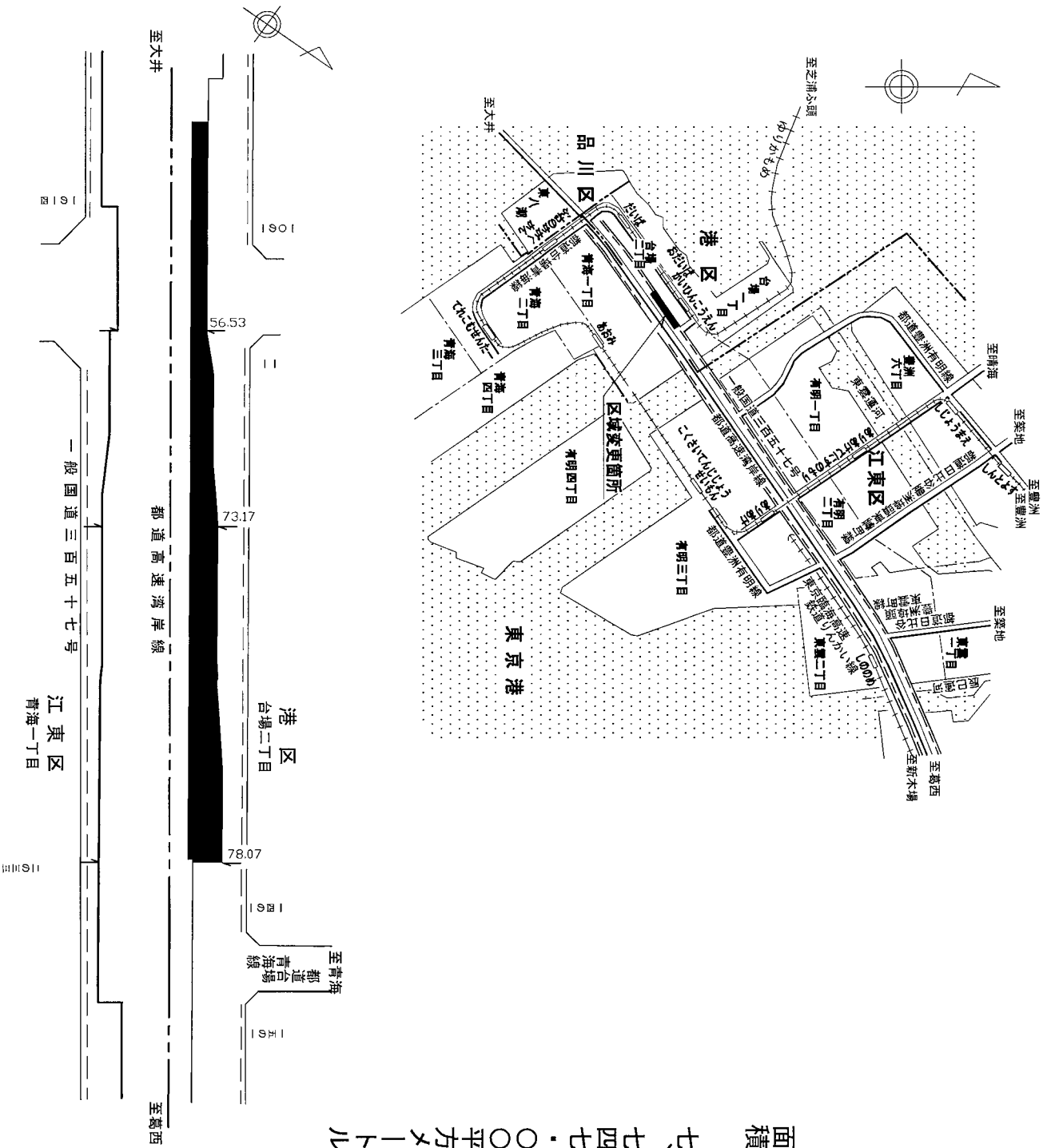
二 変更の区間 港区台場二丁目十番一地从先から同所十四番一地从先まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

都道高速湾岸線区域変更略図  
港区台場二丁目地内

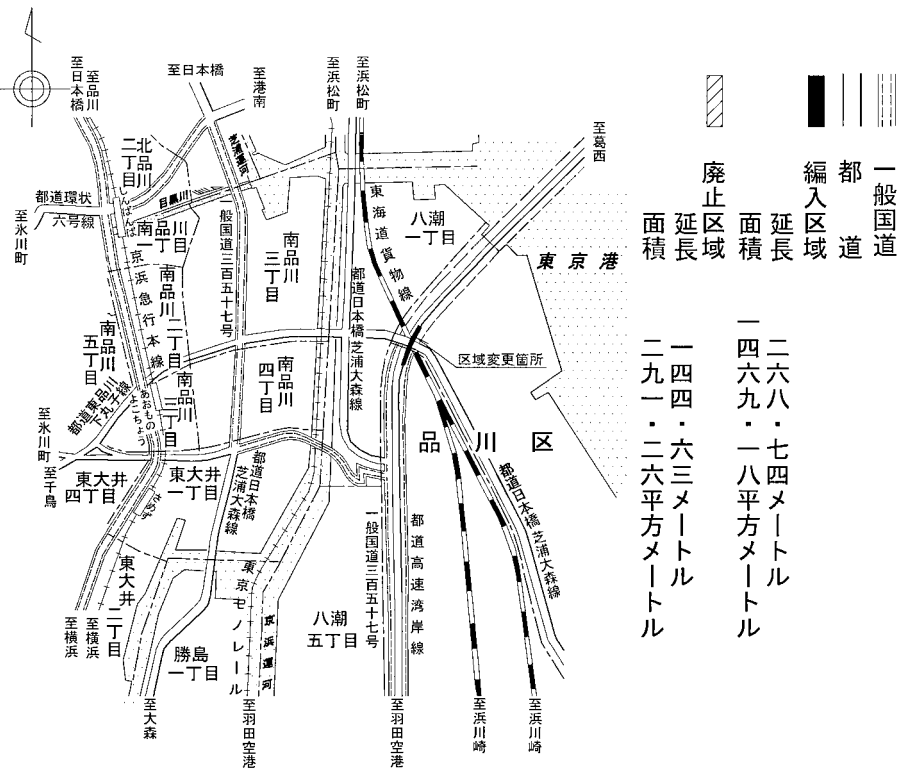
別図

一般国道  
 都道  
 編入区域  
 延長  
 面積  
 七、四八五・五六メートル  
 七、七四七・〇〇平方メートル



別図

都道高速湾岸線区域変更略図  
品川区八潮三丁目～八潮二丁目



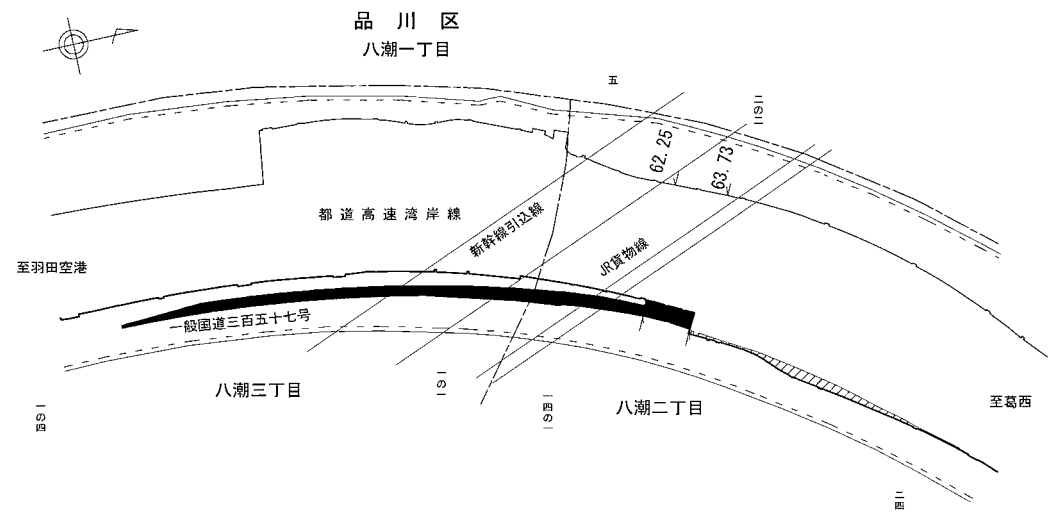
一般国道	延長	二六八・七四メートル
都道	延長	一四六九・一八平方メートル
編入区域	面積	一四四・六三メートル
廃止区域	延長	二九一・二六平方メートル
面積		

●東京都告示第二百十号  
 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第八条第一項第九号の規定に基づき、平成二十八年一月十二日、都道（首都高速道路）の区域を次のように変更した。

一つは、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第一項の規定により告示する。  
 その関係図面は、平成二十八年二月十八日から起算して二週間東京都建設局道路管理部及び首都高速道路株式会社東京東局において一般の縦覧に供する。  
 平成二十八年二月十八日

- 一 路線名 東京都知事 舛 添 要 一  
高速湾岸
- 二 変更の区間 品川区八潮三丁目一番四地先から同区八潮二丁目二十四番地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

品川区  
八潮一丁目



公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年二月十八日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 申請のあつた年月日  
平成二十七年十二月二十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人SUN
- 三 代表者の氏名  
小熊 章
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都目黒区中央町二丁目三十二番五号 スマイルプラザ中央町四F
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、アルコール等依存症（以下「依存症」という）者に身体的・精神的・社会的な支援サービスを提供することによって依存症からの回復と自立を支援し、広く一般市民を対象として、依存症者に関する研修・啓発も行いながら、わが国の依存症者の保健、医療及び福

社の増進と社会理解の推進に寄与することを目的とする。  
(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあつた年月日  
平成二十七年十二月二十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人JHP・学校をつくる会
- 三 代表者の氏名  
笹平 美江子
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都港区芝五丁目二十六番十六号
- 五 定款に記載された目的  
本会は、戦争や自然災害で教育の機会を奪われた世界の子ども達に、人権、国籍、宗教、その他の信条の違いにかかわらず広く教育等の援助を行い、また、紛争や自然災害で被害を蒙つた被災地・被災者への救援活動と、これらの活動を通じて次代を担う若者達への地球市民教育を実践することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあつた年月日  
平成二十七年十二月二十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人集合住宅再生・都市再開発支援センター
- 三 代表者の氏名  
鈴木 教雄
- 四 主たる事務所の所在地

東京都豊島区東池袋三丁目一番四号 メゾンサンシャイン十二階 一〇二二号室

- 五 定款に記載された目的  
この法人は、老朽化した集合住宅や再生を必要としている地域に対して、建替え、再開発、大規模修繕等のプレゼンテーション及び環境保全計画の策定等の支援を行うことで地域社会の再生に寄与することを目的とする。  
(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあつた年月日  
平成二十八年一月二十日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人まほろば教育事業団
- 三 代表者の氏名  
畠山 圭一
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都渋谷区神山町二十四番十一号 ガーデニア神山二〇二
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、次代を担う青少年・学生の育成のため、我が国の歴史、伝統、文化に学ぶ研修事業を推進すると共にその研究並びに出版普及活動を推進する。また、家庭教育についての地域活動の支援、地域の歴史・伝統・文化を再発見し継承する事業、更には国際交流の事業などを各地域より進める。  
その為、全国の大学教員・教師・親・地域の有志による教育ネットワークを形成し、人と情報との相互交流を図り、各自治体との協働による各種教育事業を推進する。

<p>四 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区南平台町十六番二十八号</p> <p>三 代表者の氏名 別所 直哉</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人個人遺伝情報取扱協議会</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年一月十五日</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、国内外の人々に対して、弦楽四重奏団「クアルテット・エクセルシオ」として弦楽四重奏を中心とした演奏活動に関する事業等を行い、音楽の普及と振興を図り、音楽文化の発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民及び個人遺伝情報取扱事業者、各種団体に対して、個人遺伝情報の厳格な保護と適切な利用の提言に関する事業を行い、健康で豊かな社会に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都大田区上池台三丁目一番十六号</p> <p>三 代表者の氏名 永田 和宏</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ものづくり教育たたら</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年一月十八日</p>	<p>五 定款に記載された目的 この法人は、地球規模の諸問題と密接に関連する南(開発途上国・地域)における諸問題に関して、世界一五〇ヶ国以上に及ぶNGO配信ネットワーク(INPS)を通じて取材・調査研究するとともに、その成果(INPS News)を、コマースリズムに左右されることなく、広く一般市民を対象として、インターネットウェブ配信、ワークショップ、国際理解/開発教育事業等を実施していくことで、限りある資源と多様性の上に存在する今日の国際社会の現実に対する理解を深め、自然と人間が共生できる豊かな社会の実現に向けて活躍できる人材を育成することを目的とする。同時に、このような目標に向かって取り組んでいるわが国の各種活動を積極的に国際社会に対して発信し、国際社会におけるわが国に対する理解の促進と国境を越えた市民同士のネットワーク醸成に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都千代田区神田小川町三丁目二番地 市村ビル四階</p> <p>三 代表者の氏名 浅霧 勝浩</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人国際学校建設支援協会</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年一月二十日</p>
<p>四 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区南平台町十六番二十八号</p> <p>三 代表者の氏名 別所 直哉</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人個人遺伝情報取扱協議会</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年一月十五日</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、国内外の人々に対して、弦楽四重奏団「クアルテット・エクセルシオ」として弦楽四重奏を中心とした演奏活動に関する事業等を行い、音楽の普及と振興を図り、音楽文化の発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>五 定款に記載された目的 この法人は、たたら製鉄(砂鉄を原料にして木炭を利用した日本の伝統的な製鉄法)や鍛冶技術などが国の伝統的な技術と科学及び鉄合金などの金属の現在の製造技術を小学生、中学生、高校生、大学生及び一般の人々に広く啓発し、ものづくりの楽しさと社会における有用さ及びそれらの科学と技術を理解する面白さを広め、科学と技術に興味をもつことに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都大田区上池台三丁目一番十六号</p> <p>三 代表者の氏名 永田 和宏</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ものづくり教育たたら</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年一月十八日</p>	<p>五 定款に記載された目的 この法人は、地球規模の諸問題と密接に関連する南(開発途上国・地域)における諸問題に関して、世界一五〇ヶ国以上に及ぶNGO配信ネットワーク(INPS)を通じて取材・調査研究するとともに、その成果(INPS News)を、コマースリズムに左右されることなく、広く一般市民を対象として、インターネットウェブ配信、ワークショップ、国際理解/開発教育事業等を実施していくことで、限りある資源と多様性の上に存在する今日の国際社会の現実に対する理解を深め、自然と人間が共生できる豊かな社会の実現に向けて活躍できる人材を育成することを目的とする。同時に、このような目標に向かって取り組んでいるわが国の各種活動を積極的に国際社会に対して発信し、国際社会におけるわが国に対する理解の促進と国境を越えた市民同士のネットワーク醸成に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都千代田区神田小川町三丁目二番地 市村ビル四階</p> <p>三 代表者の氏名 浅霧 勝浩</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人国際学校建設支援協会</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年一月二十日</p>
<p>四 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区南平台町十六番二十八号</p> <p>三 代表者の氏名 別所 直哉</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人個人遺伝情報取扱協議会</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年一月十五日</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、国内外の人々に対して、弦楽四重奏団「クアルテット・エクセルシオ」として弦楽四重奏を中心とした演奏活動に関する事業等を行い、音楽の普及と振興を図り、音楽文化の発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>五 定款に記載された目的 この法人は、たたら製鉄(砂鉄を原料にして木炭を利用した日本の伝統的な製鉄法)や鍛冶技術などが国の伝統的な技術と科学及び鉄合金などの金属の現在の製造技術を小学生、中学生、高校生、大学生及び一般の人々に広く啓発し、ものづくりの楽しさと社会における有用さ及びそれらの科学と技術を理解する面白さを広め、科学と技術に興味をもつことに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都大田区上池台三丁目一番十六号</p> <p>三 代表者の氏名 永田 和宏</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ものづくり教育たたら</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年一月十八日</p>	<p>五 定款に記載された目的 この法人は、地球規模の諸問題と密接に関連する南(開発途上国・地域)における諸問題に関して、世界一五〇ヶ国以上に及ぶNGO配信ネットワーク(INPS)を通じて取材・調査研究するとともに、その成果(INPS News)を、コマースリズムに左右されることなく、広く一般市民を対象として、インターネットウェブ配信、ワークショップ、国際理解/開発教育事業等を実施していくことで、限りある資源と多様性の上に存在する今日の国際社会の現実に対する理解を深め、自然と人間が共生できる豊かな社会の実現に向けて活躍できる人材を育成することを目的とする。同時に、このような目標に向かって取り組んでいるわが国の各種活動を積極的に国際社会に対して発信し、国際社会におけるわが国に対する理解の促進と国境を越えた市民同士のネットワーク醸成に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都千代田区神田小川町三丁目二番地 市村ビル四階</p> <p>三 代表者の氏名 浅霧 勝浩</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人国際学校建設支援協会</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年一月二十日</p>

三 代表者の氏名

石原 ゆり奈

四 主たる事務所の所在地

東京都足立区千住旭町四十一番十四号 第一ビル六階

五 定款に記載された目的

この法人は、東南アジアを中心としたアジア各国において、学校建設、学校教育に関する事業を進め、多くの子どもが安心して学校に通い勉学に励むことができるような支援活動を継続的に行い、児童福祉の向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年一月二十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 B. F. P. Japan

三 代表者の氏名

梅谷 悟

四 主たる事務所の所在地

東京都墨田区太平四丁目十三番二号 太平サクラビル

五 定款に記載された目的

この法人は、キリスト教精神に基づき、主にユダヤ人とパレスチナ人に対して、生活や教育などの支援や、日本国内における災害救援活動を行い、国際協力の活動に寄与すると共に、ユダヤ人及びイスラエル、パレスチナの文化や歴史を正しく日本に紹介し、理解を深めることにより、人権の擁護や平和の促進をはかることに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第三項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年二月十八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十七年十二月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 オンライン面接普及推進協会

三 代表者の氏名

菊池 瑞穂

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区神田淡路町二丁目百五番地 ワテラス

五 定款に記載された目的

この法人は、広く国内の企業及び学生に対して、オンライン面接の普及推進を中心とした、採用活動および就職活動ならびに人材開発を支援する事業を行い、雇用機会の拡充、ひいては経済活動の活性化に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年十二月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 オズ・クラインガルテン

三 代表者の氏名

川淵 恵子、森田 千史、高木 春美

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区原町三丁目一番地

五 定款に記載された目的

この法人は一八〇〇年代の産業革命の中、ドイツで生まれたクラインガルテン運動を基軸に自然環境との共生及び、いろいろな地域が日常的に、文化的に、平和的に振興、共存できることを願って持続的な活動を積み重ねて、自然的、歴史的、文化的な環境を永続的に保護継承しながら日常性を重視し各地域の保全、振興や相互の交流を図り不特定多数の市民・団体などを対象に協力、支援または助言を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年十二月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 日中独創メディア

三 代表者の氏名

李 晨生 LI CHENSHENG (リ シンセイ)、加藤 隆則

四 主たる事務所の所在地

東京都品川区西五反田七丁目二十三番一号 第三TCビル十一階四一

五 定款に記載された目的

当法人は、日本と中国の間で行われている新聞、通信、



テレビなどの伝統的メディアによる報道を補いながら、インターネットや携帯電話のアプリといった新たな情報伝達、さらに講演会や書籍発行など直接的な情報伝達を組み合わせた独創的なメディア機能を活用し、独立した立場による、公正で正確な相互情報発信を通じて、両国民間の相互理解を促進することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年十二月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 v i f i l e u r i 舞台医療推進機構

三 代表者の氏名

松岡 清香

四 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区恵比寿二丁目二十七番二十六号

五 定款に記載された目的

この法人は、ダンサー等の舞台芸術に関わる人々に対し、健康診断やセミナー、ワークショップの開催、情報配信等を通じて、健康の増進及び健康管理のためのヘルスサポートを行うことにより、文化、芸術の振興に寄与する。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年十二月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称

N P O 法人ストロベリーフィールド

三 代表者の氏名

佐藤 智子

四 主たる事務所の所在地

東京都練馬区平和台三丁目二十六番十五号 マーベラス昇辰ビル一〇一号室

五 定款に記載された目的

この法人は、一般市民を対象として、児童福祉の理念に基づき、子どもたちの健全な育成を図るため保育に欠ける児童に対する保育や、子育ての育児支援事業を行うことにより、安心して子育てができる暮らしやすい地域づくりに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年一月十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人クリエイティブライフデザイン

三 代表者の氏名

林 賢

四 主たる事務所の所在地

東京都武蔵野市西久保二丁目二十三番五号

五 定款に記載された目的

この法人は一般市民を対象とし、文化・芸術・街の歴史にかかわるコンテンツの発掘と蓄積、発信を行う。また地域の活性化を狙い、ステークホルダー(お客様、地域住民、理事、社員、職員)が自ら実現したい生き方を支援し、地域の未来を描くことを支援します。そのためにテーマ別のコミュニティの形成支援を行い、型(仕組

み、ICTインフラ構築、製品、サービスの企画デザイン)・場(空間デザイン、シェアビジネススペース空間価値創造)・技(ICT教育、未来創造など)の提供を行います。これらは高齢者の生涯現役モデルの実現、地方創生に貢献する事業です。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年一月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本IPOコンサルティング協会

三 代表者の氏名

鈴木 良夫

四 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区代々木三丁目四十六番十六号 小野木ビル二〇二

五 定款に記載された目的

この法人は、IPO(株式公開)を目指すベンチャー企業に対して、適正・円滑な経営管理体制の構築等のコンサルティング及び支援を行い、また、株式公開コンサルタントの育成を行うことで、IPOを目指す企業のサポートとIPOマーケットの健全性の確保を通して経済活動の活性化に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年一月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人東京北リトルシニア

三 代表者の氏名

室山 肇

四 主たる事務所の所在地

東京都北区滝野川一丁目六十二番七号

五 定款に記載された目的

この法人は、東京都北区及び周辺地域の中学生を対象として、硬式野球に関する指導を行い、野球技術の向上はもとより、硬式野球への理解とその普及に努め、もって青少年の健全な心身の育成とスポーツ振興を通じた地域貢献を目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年一月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人胃癌を撲滅する会

三 代表者の氏名

鴨川 由美子

四 主たる事務所の所在地

東京都台東区元浅草一丁目一番七号 長島ビル四〇一

五 定款に記載された目的

この法人は、ヘリコバクターピロリ菌(以下「ピロリ菌」といふ)が蔓延する国の医師等医療関係者及び広く一般市民に対し、ピロリ菌の弊害とその検査・除菌等予防的医療及び医食住環境改善の重要性について広く啓蒙・推進する事業、当該国におけるピロリ菌感染実態の調査研究及び検査・治療技術指導等の援助協力事業を行い、主として医師等消化器疾患専門家の診断・治療水準の向上により、ピロリ菌を主たる感染源とする消化性潰瘍、

胃癌の早期発見と撲滅に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年一月十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人北東アジア自然エネルギー普及促進協会

三 代表者の氏名

曾戸 正明

四 主たる事務所の所在地

東京都台東区東上野四丁目二十六番九号 東海ビル二〇四

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、日本を含め北東アジア地域において、自然エネルギー技術の開発・普及促進のために様々な調査、提言、講演会の開催などを通じて、日本国内を含む北東アジア地域への自然エネルギー普及促進、ひいては北東アジア地域における平和と安定に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年一月十九日

二 特定非営利活動法人の名称

NPO法人RTWシステム振興協会

三 代表者の氏名

西森 克仁

四 主たる事務所の所在地

東京都青梅市河辺町四丁目十五番地の十二

五 定款に記載された目的

この法人は、「健康日本21」の趣旨に則り、実際に高齢者の方々に参加して頂き、食習慣や生活習慣を改め、生活習慣病などを予防し、健康寿命の延伸に努めてゆくために、RTWシステム(栄養と食事と運動の直接指導や、生きがい〓仕事〓ボランティアや短時間アルバイトの創出と提供などを行なうシステム)を取り入れ、高齢者の参加を促し、組織的に取り組み、「高齢者の心と体の健康と、丈夫な体づくり」の実効を上げ、国民運動に発展させて、個人と国の医療費の削減と高齢者の社会貢献を目的とする。

迅速に国民運動とするために、RTWシステムの振興をフランチャイズ方式で展開する。「介護会社などを認定基準に則り認定」し「従業員の介護福祉士や二級ヘルパーの資格試験合格者にインストラクターの資格を与え」て、組織的にRTWシステムの振興を図る。(以上原文のまま掲載)

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年二月十八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に 許可を受けた者の

含まれる地域の名称 住所及び氏名

青梅市長淵五丁目七百三十番の  
一部、七百三十番地先、七  
百三十一番の一部、七百三十  
二番並びに七百三十三番から  
七百三十五番まで、千八十六  
番六、千八十九番二及び千三  
百二十六番の各一部

あきる野市伊奈字北伊奈前九  
百五十七番三、九百六十二番  
一及び同番三

あきる野市伊奈千五百四十  
三番地イ号  
清水 孫一

東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見  
を聴く会の開催について  
東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九  
十六号)第五十六条第一項の規定に基づき、江東区有明北  
三―一地区開発計画に係る環境影響評価書案及び見解書の  
内容について都民の意見を聴くため、次のとおり都民の意  
見を聴く会を開催する。

平成二十八年二月十八日

東京都知事 舩 添 要 一

一 日時

平成二十八年三月十一日(金曜日)午後二時開始

二 場所

豊洲文化センター 第二研修室

江東区豊洲二丁目二番十八号 豊洲シビックセンター

八階

三 公述申出の方法等

都民の意見を聴く会において公述しようとする者は、  
次のことを記載した公述申出書を平成二十八年三月三日

(木曜日)までに公述申出先へ持参又は郵送により提出  
すること。

(一) 氏名(振り仮名を付すこと。)及び住所(法人その  
他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都  
の区域内に存する事務所又は事業所の所在地並びに都  
民の意見を聴く会において意見を述べようとする者の  
氏名(振り仮名を付すこと。))、住所及び役職名)並  
びに連絡先(自宅又は勤務先等)の電話番号

(二) 対象事業の名称

(三) 公述しようとする意見の要旨(八百字以内)

四 公述申出先

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント係  
郵便番号一六三―八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番  
一号 東京都庁第二本庁舎八階

五 公述人の選定

(一) 公述人の数は、二十五人程度とする。

(二) 公述しようとする者が多数あつた場合には抽せん  
により公述人を選定する。

(三) 公述人を選定したときは、申出人に通知する。

六 公述の範囲及び公述時間

(一) 公述人は、環境影響評価書案及び見解書の内容につ  
いて、環境の保全の見地からの意見を述べるものとす  
る。

(二) 一人当たりの公述時間は十五分以内とする。

七 傍聴の方法

傍聴を希望する者は、傍聴券の交付を受け、これを携  
帯して会場へ入場すること。  
なお、傍聴券は、都民の意見を聴く会の当日、午後一

時三十分から会場入口において先着順に交付する。  
八 注意事項

公述の申出がない場合、都民の意見を聴く会は開催し  
ない。

九 都民の意見を聴く会に関する問合せ先

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント係  
新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話番号〇三(五三八八)三四四一(直通)

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号(代)

郵便番号  
 163-8001

定価

本号  
 一箇月 三〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七  
 号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001